

中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月25日

経済産業大臣 萩生田 光一

中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付要綱

（通則）

第1条 中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）「商店街等」とは、商店街その他の商業の集積又は問屋街をいう。

（2）「商店街等組織」とは、次に掲げるものをいう。

（ア）商店街等を構成する団体であって、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第9条ただし書きに規定する商店街組合又はこれを会員とする商工組合連合会において法人格を有するもの。

（イ）法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。

（ウ）（ア）又は（イ）に類する団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。

（3）「民間事業者」とは、当該地域のまちづくり、商業活性化の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者）又は団体（商店街等組織及び地方公共団体を除く。以下同じ。）であって、定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるものをいう。なお、次のいずれかに該当する者を除く。

（ア）資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者である場合

（イ）交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年

度の課税所得の年平均額が１５億円を超える中小・小規模事業者である場合

(４)「地方公共団体」とは、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）をいう。

(交付の目的)

第３条 補助金は、商店街等において、来街者の消費動向等の調査分析や新たな需要の創出につながる魅力的な機能の導入等を行い、最適なテナントミックスの実現に向けた仕組みづくり等に取り組む事業を商店街等組織又は民間事業者（以下「間接補助事業者」という。）が行う場合に、その事業に要する経費の一部を地方公共団体とともに補助することにより、地域のニーズや新たな需要に対応しようとする取組等を後押しし、商店街等の多様な機能の活性化と地域の持続的発展を促進することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第４条 経済産業局長（沖縄県においては「内閣府沖縄総合事務局長」。以下同じ。）は、間接補助事業者が行う次に掲げる事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として経済産業大臣（以下「大臣」という。）が認める経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、地方公共団体の長が間接補助金（地方公共団体の長が経済産業局長から交付を受けた補助金をその財源の一部として間接補助事業者に交付する補助金をいう。以下同じ。）を交付する場合に、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

(１)消費動向等分析・テナントミックス構築事業（ソフト事業）

商店街等において、空き店舗等を活用した創業支援等の実施とともに、顧客の属性・消費動向等を調査分析し、最適なテナントミックスの実現に向けた仕組みづくり等を行うことで、地域のニーズや新たな需要に対応し、商店街等の多様な機能の活性化と地域の持続的発展に繋がる事業。

(２)商店街等新機能導入促進事業（ハード事業）

商店街等において、商店街等にはない新たな機能の導入に係る施設整備等を行い、顧客の属性・消費動向や商店街等のエリアへの波及効果等を調査分析するとともに、最適なテナントミックスの実現に向けた仕組みづくり等を行うことで、地域のニーズや新たな需要に対応し、商店街等の多様な機能の活性化と地域の持続的発展に繋がる事業。

２ 前項における間接補助対象経費は、別表のとおりとする。

３ 補助金の額は、地方公共団体の長が間接補助事業者に交付する額に対し、別表に定める補助率を乗じて得た額とする。

(交付の申請)

第５条 地方公共団体の長は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第１による補助金交付申請書に大臣が定める書類を添えて、所轄の経済産業局長に提出しなければならない。

２ 地方公共団体の長は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電子情報処理組織による申請等)

第6条 地方公共団体の長は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第11条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第14条の規定に基づく事故の報告、第15条の規定に基づく状況報告、第16条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第18条第2項の規定に基づく支払請求、第19条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告又は第22条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、原則、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行わなければならない。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第7条 経済産業局長は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第11条第1項の規定に基づく承認、第14条の規定に基づく指示、第15条の規定に基づく要求、第17条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令（第19条第3項及び第20条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第19条第2項の規定に基づく返還命令、第20条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第21条第4項の規定に基づく納付命令（第22条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は第22条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

(交付決定の通知)

第8条 経済産業局長は、第5条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を地方公共団体の長に送付するものとする。

2 第5条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 経済産業局長は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 経済産業局長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 地方公共団体の長は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に所轄の経済産業局長に対し様式第3による交付申請取下げ届出書をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第10条 地方公共団体の長は、補助金に係る経費についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 地方公共団体の長は、補助金に係る経費について、様式第4による補助金調書を作成しておかなければならない。

3 地方公共団体の長は、第1項及び第2項の証拠書類及び調書を補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度

の終了後5年間、経済産業局長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第11条 地方公共団体の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第5による申請書を所轄の経済産業局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 間接補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業を実施する地方公共団体の長の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 経済産業局長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査の上、計画変更の必要が認められる場合には、これを承認し、様式第6による計画変更承認通知書を地方公共団体の長に送付するものとする。

3 経済産業局長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第12条 地方公共団体の長は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 地方公共団体の長は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、所轄の経済産業局長に届け出なければならない。

3 地方公共団体の長は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 地方公共団体の長は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、所轄の経済産業局長の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 経済産業局長は、地方公共団体の長が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、地方公共団体の長は経済産業局長から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、地方公共団体の長は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第13条 地方公共団体の長は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を所轄の経済産業局長の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項

に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 経済産業局長が第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、地方公共団体の長が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、地方公共団体の長が経済産業局長に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、経済産業局長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、地方公共団体の長から債権を譲り受けた者が経済産業局長に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - （1）経済産業局長は、地方公共団体の長に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - （2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - （3）経済産業局長は、地方公共団体の長による債権譲渡後も、地方公共団体の長との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら地方公共団体の長と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて地方公共団体の長が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、経済産業局長が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、経済産業局長が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（事故の報告）

第14条 地方公共団体の長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第7による事故報告書を所轄の経済産業局長に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第15条 地方公共団体の長は、補助事業の遂行及び収支の状況について、経済産業局長の要求があったときは速やかに様式第8による状況報告書を所轄の経済産業局長に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第16条 地方公共団体の長は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第9による実績報告書を所轄の経済産業局長に提出しなければならない。
- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を所轄の経済産業局長に提出しなければならない。
 - 3 地方公共団体の長は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、経済産業局長は期限について猶予することができる。
 - 4 地方公共団体の長は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

い。

(補助金の額の確定等)

第17条 経済産業局長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第11条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第10による確定通知書を地方公共団体の長に通知する。

2 経済産業局長は、地方公共団体の長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(地方公共団体の長が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第18条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 地方公共団体の長は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による精算(概算)払請求書を所轄の経済産業局長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 地方公共団体の長は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第12により速やかに所轄の経済産業局長に報告しなければならない。

2 経済産業局長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第17条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第20条 経済産業局長は、第11条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 地方公共団体の長が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく経済産業局長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 地方公共団体の長が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 地方公共団体の長が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 間接補助事業者が、法令に違反又は間接補助金を間接補助事業(間接補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。)以外の用途に使用した場合

2 経済産業局長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 経済産業局長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号及び第5号に規定する場合を除

き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第17条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第21条 地方公共団体の長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 地方公共団体の長は、取得財産等について、様式第13による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

- 3 地方公共団体の長は、当該年度に取得財産等があるときは、第16条第1項に定める実績報告書に様式第14による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

- 4 経済産業局長は、地方公共団体の長が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第22条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。

- 3 地方公共団体の長は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第15による申請書を所轄の経済産業局長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(収益納付)

第23条 経済産業局長は、補助事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後5年間において、当該事業の実施又は取得財産等の運営、貸与により相当の収益が生じたと認めたときは、地方公共団体の長に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができる。

(実施効果の報告)

第24条 地方公共団体の長は、第8条第1項の規定に基づく交付決定の通知を受けた日の属する国の会計年度及び当該年度の終了後5年間、国の毎会計年度終了後30日以内に補助事業の実施効果について、様式第16による事業実施効果等報告書により所轄の経済産業局長に報告しなければならない。

- 2 地方公共団体の長は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る国の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

- 3 経済産業局長は、第1項の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の効果が第5条第1項の申請において想定される事業効果等と比べ十分ではないと認めるときは、その改善を求めることができる。

(情報管理及び秘密保持)

第25条 地方公共団体の長は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 地方公共団体の長は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。地方公共団体の長又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も地方公共団体の長による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第26条 地方公共団体の長は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第27条 地方公共団体の長は、間接補助事業者の間接補助金を交付するときは、第5条の交付申請において、間接補助金の交付手続等について第8条から第11条まで、第12条第3項から第6項まで、第13条から第17条まで及び第19条から前条までの規定に準ずる条件を付した交付規程を定めなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の規定により交付規程を定めるときは、間接補助事業者に対する間接補助金の額の算定については、別表に定める範囲内で定めるものとする。

3 地方公共団体の長は、第1項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに所轄の経済産業局長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 地方公共団体の長は、間接補助金の支払いに必要な経費として第18条第1項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

附 則（20210222財中第8号）

この要綱は、令和3年3月29日から施行する。

附 則（20220318財中第5号）

この要綱は、令和4年3月25日から施行する

ただし、改正前に交付決定した補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。

暴力団排除に関する誓約事項

当地方公共団体（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当団体が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表 間接補助対象経費及び補助率

事業の区分	間接補助対象経費	補助金の額		備考
		補助率	補助上限	
消費動向等分析・テナントミックス構築事業（ソフト事業）	謝金、旅費、会議費、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、無体財産購入費、備品費、借料・損料、消耗品費、印刷製本費、広報費、委託費、外注費、補助員人件費、通信運搬費	5 分の 4	4, 0 0 0 千円	地方公共団体の長が間接補助事業者に交付する間接補助金の額は、間接補助対象経費の 6 分の 5 以内とする。
商店街等新機能導入促進事業（ハード事業）	謝金、旅費、会議費、施設整備費、施設・設備の撤去に係る経費、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、店舗改造費、無体財産購入費、備品費、借料・損料、消耗品費、委託費、外注費、補助員人件費、通信運搬費	3 分の 2	4 0, 0 0 0 千円	地方公共団体の長が間接補助事業者に交付する間接補助金の額は、間接補助対象経費の 4 分の 3 以内とする。

(様式第 1)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

都道府県知事又は市町村長

令和 年度中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付申請書

中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付要綱（番号。以下「交付要綱」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付要綱の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額（注 1）（注 2）

- | | |
|---------------|---|
| （1）補助事業に要する経費 | 円 |
| （2）補助金交付申請額 | 円 |

2. 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

別紙 1・2 のとおり

3. 補助事業に対応する都道府県又は市町村の予算の内容（注 3）

- | |
|----------------|
| （1）予算の名称（款項目節） |
| （2）予算額 |

4. 補助事業完了予定期日

年 月 日

（注 1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金交付申請額

（注 2）交付要綱第 27 条第 1 項に規定する交付規程を添付すること。

（注 3）都道府県又は市町村の予算について、議会の議決を得たことが分かる資料を添付すること。

(様式第 1 別紙 1)

補助事業概要

事業内容

1. 間接補助事業者名

2. 補助事業の概要

(1) 当該地域の課題に対して商店街等に期待すること

--

*都道府県又は市町村において、本事業の実施により商店街等をどのように活用し、地域の持続的発展を促進していくか、計画・ビジョン等を記載してください。

*都道府県又は市町村が定める地域のまちづくり計画や商業振興ビジョン等に位置付けられている場合は添付してください。

(2) 事業概要

事業区分 (該当区分に○)		消費動向等分析・テナントミックス構築事業（ソフト事業）
		商店街等新機能導入促進事業（ハード事業）
事業概要		

3. 経費の配分

(単位：円)

間接補助 事業に要 する経費 (※ 1)	間接補助 対象経費 (※ 2)	補助事業 に要する 経費 (※ 3)	負 担 区 分			備考
			国庫補助金 交付申請額 (※ 4)	地方公共団体 負担額 (※ 5)	間接補助事 業者負担額 (※ 6)	
				都 道 府 県		
				市 町 村		
				合 計		

※ 1. 間接補助事業者が行う事業に要する経費の総額をいう。

※ 2. ※ 1 のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費をいう。

※ 3. ※ 2 のうち、地方公共団体の長が間接補助事業者に交付する間接補助金の額をいう。

※ 4 ※ 5. 交付要綱別表（間接補助対象経費及び補助率）に規定する補助率に準じた額とすること。

※ 6. 間接補助事業者負担額＝間接補助対象経費－国庫補助金交付申請額－地方公共団体負担額

(様式第1別紙2)

令和 年度中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）
間接補助事業計画書

事業区分 (該当するものに○)		消費動向等分析・テナントミックス構築事業（ソフト事業）	
		商店街等新機能導入促進事業（ハード事業）	
間接補助事業名			
間接補助事業者名			
事業実施場所 (※1)		事業実施 期間	令和 年 月～令和 年 月

※1. 商店街等の名称を記入してください。また、「商店街等と周辺の交通拠点、観光地、地域資源等との位置関係がわかる地図」を添付してください。

1. 間接補助事業の目的及び内容（事業の実施方法）
（1）間接補助事業の実施内容及び実施方法
1) 事業の概要
2) 事業説明 ①商店街等の概況・課題 ※具体的に記載してください。 ※必要に応じてRESAS（地域経済分析システム）もご活用ください。 (参考) 地域経済分析システム（RESAS）ホームページ https://resas.go.jp/#/13/13101 ②計画の概要 ※（ア）～（オ）に概要を記載いただき、本事業の実施による商店街等の中長期的発展を見据えた計画・ビジョン等を添付してください。 ※できる限り定量的な評価・分析を盛り込んでください。 （ア）地域住民・来街者等のニーズ・需要 （イ）ニーズ等を踏まえた商店街等のあるべき（目指す）姿 （ウ）あるべき姿に向けた商店街等に不足する機能とその導入方法 （エ）あるべき姿に向けた商店街等の既存店舗の事業や店舗構成の見直し （オ）あるべき姿を実現し持続的な発展に繋げる仕組み
3) 地方公共団体や国の計画との整合性

①都道府県又は市町村が定める地域のまちづくり計画や商業振興ビジョン等との整合性

②地方公共団体の創業支援等事業との連携

＊地方公共団体の創業支援等事業（産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画に位置づけられた事業等）と連携して間接補助事業を実施する場合、（ア）～（イ）に記載してください。

（ア）創業支援等事業の内容

＊必要に応じ「事業の内容を補足する資料」を添付してください。

（イ）創業支援等事業と間接補助事業との連携

③商店街活性化事業計画（地域商店街活性化法）における間接補助事業の位置づけ

＊位置づけがある場合、「間接補助事業が位置づけられている計画に関する資料（該当部分の抜粋）」を添付してください。

④中心市街地活性化基本計画（中心市街地活性化法）における間接補助事業の位置づけ

＊位置づけがある場合、「間接補助事業が位置づけられている計画に関する資料（該当部分の抜粋）」を添付してください。

⑤商店街活性化促進事業計画（地域再生法）における間接補助事業の位置づけ

＊位置づけがある場合、「間接補助事業が位置づけられている計画に関する資料（該当部分の抜粋）」を添付してください。

⑥地域再生エリアマネジメント負担金制度（地域再生法）における間接補助事業者の位置付け

＊位置づけがある場合、「本制度を活用する団体であることが分かる資料（該当部分の抜粋）」を添付してください。

（２）間接補助事業の実施体制（事業者名と役割等）

＊本事業に参画する法人又は個人の名称、本事業の中で担当する役割等を記載ください。

＊間接補助事業者が民間事業者である場合、間接補助事業を商店街等で実施することや事業計画に対する商店街等の合意形成の状況について記載ください。

＊金融機関との連携がある場合、その体制について記載ください（融資・事業計画への助言・企業とのマッチング等の金融機関から受けた支援の内容等）。

＊必要に応じ「実施体制が分かる資料」を添付してください。

（３）成果と間接補助事業後の取組計画

1）本事業の実施により目指す成果

①事業内容

② 本事業の実施により何を把握するか

例

ニーズのある商品・サービス（性別・年代別）、商圈、商店街内の顧客の導線、商店街での滞在時間 等

--

③ ②を把握するためにどのような指標を用いるか

例	来店者数（性別、年代、居住地）、消費額（商品・サービス別消費額、消費者数）、滞在時間、商店街内の他の訪問先 等

④ ③をどのように測定するか。

--

⑤ 本事業の効果を向上させるため、どのような体制・仕組みをつくるか。

--

2）中長期で何を目指すか（商店街等のあるべき姿に向けた取組）

① 定性的な目標（本事業実施後の取組）

年度	目標（取組内容）	備考
令和 年度		事業実施翌年度
令和 年度		
令和 年度		
令和 年度		
令和 年度		

② ①を実現するための定量的な目標（例：商店街内の店舗数、商店街内の空き店舗数（率）、商店街内の新規創業店舗数、商店街内の雇用人数 等）

指標	測定方法	申請時値	実施 1年後	実施 2年後	実施 3年後	実施 4年後	実施 5年後

--	--	--	--	--	--	--	--

＊実施１～５年後の列は、事業を終了した月を基準として毎年同月に測定することを想定して記入してください。

③ ①②により計画の PDCA サイクルを回し、あるべき姿に向けた取組を継続的・効果的に進めていくための体制・仕組み等

④ 収支計画・自立化計画（商店街等新機能導入促進事業（ハード事業）のみ）
本事業により整備した施設を適正に維持管理するための収支計画を記載してください。

施設の管理責任者（間接補助事業者名）：

	収入（円）	支出（円）	備考
令和 年度			補助事業実施年度
令和 年度			
令和 年度			
令和 年度			
令和 年度			
令和 年度			

【収入見積りの根拠】

【支出内訳】

2. 間接補助事業の開始及び完了予定日（スケジュール）

＊「月別のスケジュール（工程表）」を添付してください。

3. 間接補助事業者の概要

（１）間接補助事業者の営む主な事業

1) 商店街等組織の概況（間接補助事業者が商店街等組織である場合）

①商店街等の所在地	
②商店街等を構成する店舗数	
③商店街等組織の加盟店舗数（組合員数等）	
④商店街等の空き店舗数	
⑤商店街等組織の設立年月日	
⑥商店街等の写真	

＊「①商店街等の所在地」について、「商店街等の区域図」を添付してください。

＊「⑥商店街等の写真」について、「商店街等の写真」を添付してください。

＊商店街等組織が存在しない場合は、可能な限り記入してください。

2) 民間事業者の概況（間接補助事業者が民間事業者である場合）

＊「会社概要」を添付してください。

①民間事業者の概要

②民間事業者の設立年月日

3) 間接補助事業者の組織体制(商店街等組織、民間事業者共通)

※「定款」又は「規約」を添付してください。

※「直近の役員名簿」を添付してください。

(2) 間接補助事業者の財務状況

1) 中小会計指針の適用 有 ・ 無

2) 中小会計要領の適用 有 ・ 無

3) 財務状況

※間接補助事業者の「財務諸表(直近2期分)」を添付してください。

4) 資金調達・収益事業

※資金調達において工夫している点があれば記載してください。

※収益事業として成功している自主事業があれば概要を記載してください。

(3) 事業実績

1) 類似事業の実績

2) (民間事業者の場合のみ) 当該地域のまちづくりや商業活性化活動等への参画状況

4. 補助金見込額等

(1) 経費の配分

(単位:円)

間接補助事業に 要する経費	間接補助対象経 費 (※1)	負 担 区 分	
		地方公共団体からの 補助金額(※2)	間接補助事業者(※3)

※1. 補助金交付の対象として大臣が認める経費をいう。

※2. 地方公共団体が定める交付要綱を確認すること。

※3. (負担区分) 間接補助事業者＝間接補助対象経費－地方公共団体からの補助金額

(2) 積算内訳

※間接補助対象経費の積算明細を添付してください。

※1) 2)のうち、該当する事業区分のみを記入してください。

1) 消費動向等分析・テナントミックス構築事業(ソフト事業)

(単位:円)

事業の区分		間接補助事業に要する経費	間接補助対象経費	間接補助金申請額
間接補助対象経費の区分				
内訳				
(税抜・税込の別)				
消費動向等分析・テナントミックス構築事業 (ソフト事業)				
謝金				
旅費				
事業実施に係る経費				
会議費				
店舗等賃借料				
内装・設備・施工工事費				
無体財産購入費				
備品費				
借料・損料				
消耗品費				
印刷製本費				
広報費				
委託費				
外注費				
補助員人件費				
通信運搬費				

2) 商店街等新機能導入促進事業(ハード事業)

(単位:円)

事業の区分			間接補助事業に要する経費	間接補助対象経費	間接補助金申請額
間接補助対象経費の区分					
内訳					
(税抜・税込の別)					
商店街等新機能導入促進事業（ハード事業）					
謝金					
旅費					
事業実施に係る経費					
会議費					
施設整備費					
施設・設備の撤去に係る経費					
店舗等賃借料					
内装・設備・施工工事費					
店舗改造費					
無体財産購入費					
備品費					
借料・損料					
消耗品費					
委託費					
外注費					
補助員人件費					
通信運搬費					

※1. 当該経費で整備する施設等の担保権について

- ・設定状況(いずれかに○): 設定済・設定無
- ・担保権の種類(設定済の場合、設定する担保権の種類を記載):

なお、根抵当権が設定されている空き店舗等を間接補助事業により取得する場合、または、当該空き店舗等の効用を増加させる財産等を整備する場合（整備する当該財産も根抵当権の対象となりうる場合）、それに係る経費は補助対象外とします。

（３）資金計画

１）資金計画表

項目	金額（円）	備考
間接補助事業に要する経費		
うち間接補助金充当（予定）額		
自己資金		
借入金		
高度化資金		
金融機関等からの借入金		借入条件：間接補助事業取得財産の担保予定有・無
その他の収入金		

２）借入金がある場合、借入金返済計画の詳細

＊借入金がある場合は、「借入金返済計画」を添付してください。

３）収入金がある場合、収入金の詳細

(様式第2)

番 号
年 月 日

都道府県知事又は市町村長 殿

経済産業局長

令和 年度中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付決定
通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって申請のありました令和 年度中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請のありました令和 年度中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

2. 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額の区分は、交付申請書記載のとおりとします。

4. 補助金の額の確定は、補助事業に要する経費に補助率を乗じて得た額又は補助金の交付決定額のいずれか低い額の合計額とします。

5. 補助事業を実施する者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。また、間接補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期していただけますようお願いします。

（1）適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付

（2）適正化法第29条から第31条までの規定による罰則

（3）相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

(4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

(5) 補助事業を実施する者等の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

(様式第3)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

都道府県知事又は市町村長

令和 年度中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付申請
取下げ届出書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた上記補助金の交付の申請は、下記の理由により取り下げたいので、中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付要綱第9条の規定に基づき届け出ます。

記

交付申請取下げ理由：

令和 年度
経済産業省所管

令和 年度
経済産業省所管

(単位：円)

[illegible]

記載要領

1. 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。

なお、各省各庁の長が補助金等の補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配分の変更について禁止し又は各省各庁の長の承認を要するものと規定している場合においては、他に流用することについて禁止し、又は承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については一括して「その他」の区分名を用いて記載すること。

2. 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。

なお、歳出にあつては、前記. 1 なお書きにより、国の歳出予算科目欄において補助事業等に要する経費の配分に応じて補助金等の額の区分名の記載する場合において、これに対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分を目の内訳として記載すること。

3. 「予算総額」は、歳入にあつては、当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。

4. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

5. 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越しが行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算総額」及び「収入済額」の数字の下欄に国庫補助金額を内書（ ）をもって附記すること。

(様式第 5)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

都道府県知事又は市町村長

令和 年度中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）計画変更（等）承認申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業の計画（内容、経費の配分）を下記のとおり変更したいので、中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき承認を申請します。

記

1. 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2. 変更を必要とする理由

3. 変更が補助事業に及ぼす影響

4. 変更後の補助事業に要する経費、間接補助対象経費及び補助金の配分額
別紙 1 のとおり

（注 1）間接補助事業計画書に準じて記入のこと。

（注 2）中止又は廃止にあたっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(様式第5別紙1)

間接補助対象経費等の積算内訳

事業区分 (該当するものに○)		消費動向等分析・テナントミックス構築事業（ソフト事業）
		商店街等新機能導入促進事業（ハード事業）
間接補助事業名		
間接補助事業者名		

1. 間接補助対象経費等の積算内訳

(1) 消費動向等分析・テナントミックス構築事業（ソフト事業）

(単位：円)

事業の区分		間接補助事業に 要する経費		間接補助対象経 費		間接補助金申請 額	
間接補助対象経費の区分							
内訳		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
(税抜・税込の別)							
消費動向等分析・テナントミックス構築 事業（ソフト事業）							
謝金							
旅費							
事業実施に係る経費							
会議費							
店舗等賃借料							
内装・設備・施工工事費							
無体財産購入費							
備品費							
借料・損料							
消耗品費							
印刷製本費							
広報費							
委託費							
外注費							
補助員人件費							
通信運搬費							

(2) 商店街等新機能導入促進事業（ハード事業）

(単位：円)

事業の区分		間接補助事業に 要する経費		間接補助対象経 費		間接補助金申請 額	
間接補助対象経費の区分							
内訳		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
(税抜・税込の別)							
商店街等新機能導入促進事業 (ハード事業)							
謝金							
旅費							
事業実施に係る経費							
会議費							
施設整備費							
施設・設備の撤去に係る経費							

	店舗等賃借料					
	内装・設備・施工工事費					
	店舗改造費					
	無体財産購入費					
	備品費					
	借料・損料					
	消耗品費					
	委託費					
	外注費					
	補助員人件費					
	通信運搬費					

（注１）該当する事業区分のみを記入すること。

（注２）間接補助対象経費の積算明細を添付すること。

(様式第 6)

番 号
年 月 日

都道府県知事又は市町村長 殿

経済産業局長

令和 年度中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）に係る
計画変更（等）承認通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知をし、令和 年 月 日付け第 号をもって補助事業の計画（内容、経費の配分）の変更承認申請のあった上記補助金については承認しましたので、中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付要綱第 11 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

(様式第7)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

都道府県知事又は市町村長

令和 年度中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）事故報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった上記の補助事業について、下記のとおり事故があったので、中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付要綱第14条の規定に基づき報告します。

記

1. 補助事業の進捗状況
2. 同上の要した経費
3. 事故の内容及び原因
4. 事故に対する措置
5. 補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第 8)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

都道府県知事又は市町村長

令和 年度中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）に係る
補助事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった上記の補助事業の遂行状況を中小
企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付要綱第 1 5 条の規定に基づき報
告します。

記

（金額単位：円）

補助金交付決定		概算払年月日	概算払金額	事業遂行状況
通知年月日	通 知 額			

(様式第 9)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

都道府県知事又は市町村長

令和 年度中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）に係る
補助事業の実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった上記の補助事業を完了しましたので、中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の内容

(1) 補助事業の概要

間接補助事業者名		
事業区分 (該当区分に○)		消費動向等分析・テナントミックス構築事業（ソフト事業）
		商店街等新機能導入促進事業（ハード事業）
事業概要		

(2) 補助事業の実績

別紙 1 のとおり

2. 支出状況

(1) 補助金充当額 (※1)

補助事業に要した経費	円
補助金交付決定額	円
補助金充当額	円

(2) 間接補助事業の支出状況

別紙 1 のとおり

(3) 支出表

(単位：円)

間 接 補 助 事 業 に 要 し た 経 費 (※ 2)	間 接 補 助 対 象 経 費 (※ 3)	補 助 事 業 に 要 し た 経 費 (※ 4)	負 担 区 分			備 考
			国庫補助金 交付申請額 (※ 5)	地方公共団体 負担額 (※ 6)	間接補助事 業者負担額 (※ 7)	
				都道府県		
				市町村		
				合計		

※ 1. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金交付申請額

※ 2. 間接補助事業者が行う事業に要した経費の総額をいう。

※ 3. ※ 2 のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費をいう。

※ 4. ※ 3 のうち、地方公共団体の長が間接補助事業者に交付する間接補助金の額をいう。

※ 5 ※ 6. 交付要綱別表(間接補助対象経費及び補助率)に規定する補助率に準じた額とすること。

※ 7. 間接補助事業者負担額＝間接補助対象経費－国庫補助金交付申請額－地方公共団体負担額

(様式第9別紙1)

令和 年度中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）
事業実績報告書

事業区分 (該当するものに○)		消費動向等分析・テナントミックス構築事業（ソフト事業）	
		商店街等新機能導入促進事業（ハード事業）	
間接補助事業名			
間接補助事業者名			
事業実施場所 及び地域（※1）		事業実施 期間 (実績)	令和 年 月～令和 年 月

※1「商店街等と周辺の交通拠点、観光地、地域資源等との位置関係がわかる地図」を添付してください。

1. 間接補助事業の目的及び内容（事業の実施方法）			
(1) 間接補助事業の実施内容及び実施方法			
1) 事業の概要			
2) 事業の説明（実施した内容）			
(2) 間接補助事業の実施体制（事業者名と役割等）			
(3) 成果と間接補助事業後の取組計画			
2. 補助金額等			
(1) 経費の配分 (単位：円)			
間接補助事業に 要した経費	間接補助対象経 費 (※1)	負 担 区 分	
		地方公共団体からの 補助金額 (※2)	間接補助事業者 (※3)
※1. 補助金交付の対象として大臣が認める経費をいう。 ※2. 地方公共団体が定める交付要綱を確認すること。 ※3. (負担区分) 間接補助事業者＝間接補助対象経費－地方公共団体からの補助金額			
(2) 積算内訳（実績） *間接補助対象経費の積算明細を添付してください。 *1) 2) のうち、該当する事業区分のみを記入してください。			

1) 消費動向等分析・テナントミックス構築事業（ソフト事業）

（単位：円）

事業の区分	間接補助事業に要した経費			間接補助対象経費	間接補助金申請額
	間接補助対象経費の区分				
	内訳				
(税抜・税込の別)					
消費動向等分析・テナントミックス構築事業 (ソフト事業)					
謝金					
旅費					
事業実施に係る経費					
会議費					
店舗等賃借料					
内装・設備・施工工事費					
無体財産購入費					
備品費					
借料・損料					
消耗品費					
印刷製本費					
広報費					
委託費					
外注費					
補助員人件費					
通信運搬費					

2) 商店街等新機能導入促進事業（ハード事業）

（単位：円）

事業の区分		間接補助事業に要した経費	間接補助対象経費	間接補助金申請額
間接補助対象経費の区分				
内訳				
(税抜・税込の別)				
商店街等新機能導入促進事業（ハード事業）				
謝金				
旅費				
事業実施に係る経費				
会議費				
施設整備費				
施設・設備の撤去に係る経費				
店舗等賃借料				
内装・設備・施工工事費				
店舗改造費				
無体財産購入費				
備品費				
借料・損料				
消耗品費				
委託費				
外注費				
補助員人件費				
通信運搬費				

(3) 資金内訳

1) 資金内訳一覧表

項目	金額 (円)	備考
間接補助事業に要した経費		
うち間接補助金充当額		
自己資金		
借入金		
高度化資金		
金融機関等からの借入金		借入条件: 間接補助事業取得財産の担保予定有・無
その他の収入金		

2) 借入金がある場合、借入金返済計画の詳細

* 借入金がある場合は、「借入金返済計画」を添付してください。

3) 収入金がある場合、収入金の詳細

(様式第10)

番 号
年 月 日

都道府県知事又は市町村長 殿

経済産業局長

令和 年度中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）確定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知をし、令和 年 月 日付けにて実績報告のあった上記の補助金について、中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付要綱第17条第1項の規定により下記のとおり確定しましたので通知します。

なお、中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付要綱第17条第2項の規定により概算払受領済額と確定額との差額については、令和 年 月 日までに国庫に納付してください。

記

1. 交 付 決 定 額	円
2. 確 定 額	円
3. 概算払受領済額	円
4. 返 納 額	円

(様式第 11)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

都道府県知事又は市町村長

令和 年度中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）精算（概算）払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった上記の補助金について、中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付要綱第 18 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
2. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）
3. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注 1）概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

(様式第 1 2)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

都道府県知事又は市町村長

令和 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）に係る補助事業について、中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付要綱第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金額（経済産業局長が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3. － 2. ） | 円 |

（注 1）別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第 13)

取得財產等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第22条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第22条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第14)

取得財産等管理明細表（令和 年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第22条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第22条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第 15)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

都道府県知事又は市町村長

令和 年度中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）財産処分
承認申請書

中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付要綱第 22 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2. 処分理由

(様式第16)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

都道府県知事又は市町村長

令和 年度中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）事業実施
効果等報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった上記補助事業を実施した効果等につ
いて、中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付要綱第24条第1項の
規定に基づき報告します。

記

1. 実施した補助事業の概要
2. 事業成果等について
別紙事業実施効果等報告書のとおり

(様式第 16 別紙)

事業実施効果等報告書（中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業））

1. 間接補助事業の概要

間接補助事業者名			事業 概要	
間接補助事業名				
事業の区分 (該当区分に○)		消費動向等分析・テナントミックス構築事業(ソフト事業)		
		商店街等新機能導入促進事業(ハード事業)		

2. 本事業の実施により目指す成果（事業実施後5年間の定量的な実績）

[illegible]

3. 商店街等のあるべき姿に向けた取組の成果（事業実施後5年間の定量的な実績）

[illegible]

4. 処分制限財産の管理状況

☐ 間接補助事業で取得した処分制限財産はありません。

☐ 間接補助事業で取得した処分制限財産について、処分制限期間内に地方公共団体の長の承認無く処分したものではありません。

(記載要領)

1. 「1. 間接補助事業の概要」は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった事業を記入すること。
2. 「2. 本事業の実施により目指す成果」における「把握する内容」や「指標」、「測定方法」については、(様式第1別紙2)間接補助事業計画書1.(3)1)②③④に記載した内容を記入すること。
3. 「2. 本事業の実施により目指す成果」及び「3. 商店街等のあるべき姿に向けた取組の成果」における「実績値」については、事業実施終了時の数値を測定した月を基準に毎年測定すること。
4. 「3. 商店街等のあるべき姿に向けた取組の成果」における「指標」や「申請時の値」、「測定手法」については、(様式第1別紙2)間接補助事業計画書1.(3)2)②に記載した内容を記入すること。
5. 「3. 商店街等のあるべき姿に向けた取組の成果」における「目標値(B)」については、(様式第1別紙2)間接補助事業計画書1.(3)2)②における「実施5年後」に掲げた数値を記入すること。
6. 「3. 商店街等のあるべき姿に向けた取組の成果」における指標について、数値の減少が目標値となる指標(空き店舗数等)を挙げた場合は、「申請時値」、「目標値」、「実績値」及び「測定手法」のみを記入し、「達成度」は棒線(一)を記入すること。
7. 「3. 商店街等のあるべき姿に向けた取組の成果」における実績値について、『事業実施年度終了時』欄に記入した場合は、測定期間を「測定手法」欄に記入すること。
8. 行が不足する場合は、適宜、増やすなどして表を作成すること。
9. 参考となる資料がある場合は、併せて提出すること。
10. 「4. 処分制限財産の管理状況」については、該当するいずれかにレ点を付すこと。